

# 福岡県公報

平成24年12月21日  
第3456号

## 目次

### 告示 (第2102号 - 第2130号)

- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 2
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) …………… 2
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の  
変更の許可の申請の概要 (環境保全課) …………… 2
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) …………… 5
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) …………… 6
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 6
- 農業振興地域の区域の変更 (水田農業振興課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 8
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 8
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 8
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 9
- 自衛官の募集 (市町村支援課) …………… 9
- 飼料の試験結果の概要 (畜産課) …………… 10
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 11
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 11

- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 12
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 12
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 12
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 12
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 13
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 13
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 13
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 14
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 14
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 15
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 15
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 15
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 16

## 公 告

- 平成25年福岡県歯科技工士国家試験の実施 (医療指導課) …………… 16

## 選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権  
を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) …………… 17
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を  
有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万  
に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数 (市町村支援課) …………… 18
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有す  
る者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) …………… 18

## 公安委員会

- 技能検定員審査の実施について (警察本部運転免許試験課) …………… 19

## 収用委員会

- 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課) …………… 20

## 告 示

**福岡県告示第2102号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成24年12月6日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 にしてつストア三瀧店

(2) 所在地 福岡県久留米市三瀧町早津崎811番1号ほか

## 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

| 変更前        |      | 変更後        |      |
|------------|------|------------|------|
| 位置         | 収容台数 | 位置         | 収容台数 |
| 建物北側       | 27台  | 建物北側       | 18台  |
| 建物敷地北側駐車場内 | 20台  | 建物敷地北側駐車場内 | 20台  |
| -          | -    | 建物敷地北西側    | 9台   |
| 合計         | 47台  | 合計         | 47台  |

**福岡県告示第2103号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

## 1 組合の名称

新宮町緑ヶ浜土地区画整理組合

## 2 事業施行期間

平成20年10月15日から平成26年3月31日まで

## 3 施行地区

糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目、大字上府字沖田、字大坪、字林崎の各一部

## 4 事務所の所在地

糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目9番9号

## 5 設立認可の年月日

平成20年10月15日

## 6 変更認可の年月日

平成24年12月10日

**福岡県告示第2104号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項及び第8条第1項の規定に基づく特定施設の設置及び構造等の変更の許可の申請があったので、同法第5条第4項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置すること及び当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成24年12月21日から平成25年1月10日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町民生部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住所 福岡県宮若市上有木1番地

名称 トヨタ自動車九州株式会社

代表者の氏名 取締役社長 二橋 岩雄

2 事業場の所在地及び名称

所在地 福岡県京都郡苅田町鳥越町9番2

名称 トヨタ自動車九州株式会社 苅田工場

3 設置しようとする特定施設に関する事項

|   |   |     |       |
|---|---|-----|-------|
| 種 類   | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設<br>(酸又はアルカリによる表面処理施設) |     |       |
| 能 力   | 1分/個 3基   |     |       |
| 工事着手予定年月日                                   | 許可後   |     |       |
| 工事完成予定年月日                                   | 許可後   |     |       |
| 使用開始予定年月日                                   | 許可後   |     |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                         | 6～24時 18時間  |     |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                               | なし  |     |       |
| 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 項 目   | 通 常 | 最 大   |
|   | 水素イオン濃度   | -   | 9～10  |
|   | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)   | -   | 2,500 |
|   | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ)   | -   | 3,000 |
|   | 浮遊物質量 (mg/ℓ)  | -   | 500   |
|   | 窒素含有量 (mg/ℓ)  | -   | 50    |
|   | りん含有量 (mg/ℓ)  | -   | 30    |
|   | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)                                      | -   | 100   |
|   | 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )                                  | -   | 100   |
|   | 汚水量 (m <sup>3</sup> /日)                                     | 0   | 0.21  |

4 構造等を変更しようとする特定施設に関する事項

|     |   |  |  |
|-----|---|--|--|
| 種 類 | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる施設<br>(酸又はアルカリによる表面処理施設) |  |  |
| 能 力 | 0.75分/個   |  |  |

|   |                            |     |       |
|---|----------------------------|-----|-------|
| 工事着手予定年月日                                   | 許可後                        |     |       |
| 工事完成予定年月日                                   | 許可後                        |     |       |
| 使用開始予定年月日                                   | 許可後                        |     |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                         | 8～17時 8時間 (間欠)             |     |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                               | なし                         |     |       |
| 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値 | 項 目                        | 通 常 | 最 大   |
|   | 水素イオン濃度                    | -   | 9～10  |
|   | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)          | -   | 3,000 |
|   | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ)            | -   | 3,500 |
|   | 浮遊物質量 (mg/ℓ)               | -   | 500   |
|   | 窒素含有量 (mg/ℓ)               | -   | 60    |
|   | りん含有量 (mg/ℓ)               | -   | 35    |
|   | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)     | -   | 100   |
|   | 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> ) | -   | 100   |
|   | 汚水量 (m <sup>3</sup> /日)    | 0   | 0.4   |

5 設置(構造等を変更)しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

|           |                      |  |
|-----------|----------------------|--|
| 種 類       | 総合排水処理場              |  |
| 型 式       | 生物処理を主とした複合処理方式      |  |
| 構 造       | コンクリート構造及び鋼板構造       |  |
| 主 要 寸 法   | 35m×20m、25m×10m      |  |
| 能 力       | 900m <sup>3</sup> /日 |  |
| 処 理 方 式   | 生物処理を主とした複合処理方式      |  |
| 工事着手予定年月日 | 既設                   |  |
| 工事完成予定年月日 | 既設                   |  |
| 使用開始予定年月日 | 既設                   |  |

|   |                            |      |      |     |     |
|---|----------------------------|------|------|-----|-----|
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                       | 0～24時 24時間                 |      |      |     |     |
| 使用時間の季節的変動の概要   | なし                         |      |      |     |     |
| 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 項 目                        | 処理前  |      | 処理後 |     |
|   |                            | 通常   | 最大   | 通常  | 最大  |
|   | 水素イオン濃度                    | 6～10 | 6～10 | 6～8 | 6～8 |
|   | 生物化学的酸素要求量 (mg/l)          | 26   | 70   | 8   | 10  |
|   | 化学的酸素要求量 (mg/l)            | 25   | 85   | 12  | 15  |
|   | 浮遊物質 (mg/l)                | 53   | 65   | 16  | 20  |
|   | 窒素含有量 (mg/l)               | 14   | 25   | 12  | 15  |
|   | りん含有量 (mg/l)               | 5    | 7    | 0.8 | 1   |
|   | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)     | 11   | 25   | 2   | 2   |
|   | 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> ) | -    | -    | 10  | 100 |
| 汚水量 (m <sup>3</sup> /日)                                   | 480                        | 600  | 480  | 600 |     |

## 6 排出水の汚染状態及び量に関する事項

|                          |                            |     |     |
|--------------------------|----------------------------|-----|-----|
| 事業場から排出される排出水の排水口        |                            | 排水口 |     |
| 当該排水口における汚染状態の通常の値及び最大の値 | 項 目                        | 通常  | 最大  |
|                          | 水素イオン濃度                    | 6～8 | 6～8 |
|                          | 生物化学的酸素要求量 (mg/l)          | 8   | 10  |
|                          | 化学的酸素要求量 (mg/l)            | 12  | 15  |
|                          | 浮遊物質 (mg/l)                | 16  | 20  |
|                          | 窒素含有量 (mg/l)               | 12  | 15  |
|                          | りん含有量 (mg/l)               | 0.8 | 1   |
|                          | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)     | 2   | 2   |
|                          | 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> ) | 10  | 100 |
|                          | 排出水量 (m <sup>3</sup> /日)   | 480 | 600 |

## 福岡県告示第2105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号    | 名 称             | 所 在 地            | 指定年月日      | サービス項目 |
|---------|-----------------|------------------|------------|--------|
| 粕介歯8    | 梶谷歯科医院          | 糟屋郡志免町別府1丁目9-8   | H 24・10・4  | 居管     |
| 筑紫介歯70  | フレンド歯科          | 筑紫野市塔原東2丁目4-5    | H 24・11・16 | 居管・予居管 |
| 筑紫介歯58  | 筑紫野スマイル歯科小児歯科医院 | 筑紫野市大字立明寺434-1   | H 24・8・27  | 居管・予居管 |
| 田川介歯122 | ひまわりデンタルクリニック   | 田川郡川崎町大字田原596-2  | H 24・11・1  | 居管・予居管 |
| 直介歯79   | 川崎歯科口腔医院        | 直方市大字頓野3802-1    | H 24・11・1  | 居管・予居管 |
| 粕介薬150  | サンアイ調剤薬局粕屋店     | 糟屋郡粕屋町大字長者原648-2 | H 24・11・1  | 居管・予居管 |
| 筑紫介薬79  | ハートフル薬局紫店       | 筑紫野市紫3丁目6-42     | H 24・10・1  | 居管・予居管 |
| 遠介薬48   | 山鹿薬局            | 遠賀郡芦屋町山鹿9-22     | H 24・12・1  | 居管・予居管 |
| 大野居68   | みかさの里訪問看護事業所    | 大野城市山田1丁目10-1    | H 24・11・1  | 訪看・予訪看 |
| 大居218   | ヘルバーステーションもみの木  | 大牟田市汐屋町5-6       | H 24・11・1  | 訪介・予訪介 |
| 直支34    | ケアプラセンターこころ     | 直方市大字植木520-1     | H 24・10・1  | 居支     |

|       |                    |                               |           |        |
|-------|--------------------|-------------------------------|-----------|--------|
| 直支33  | あべりあ福智の丘ケアプランセンター  | 直方市湯野原2丁目15-1                 | H 24・11・1 | 居支     |
| 直居111 | デイサービスたいしん須崎店      | 直方市須崎町3-37(竹田ビル1階)            | H 24・12・1 | 通介・予通介 |
| 飯居311 | デイサービスセンターおとひめ     | 飯塚市下三緒47-1                    | H 24・11・1 | 通介・予通介 |
| 八女居94 | やめの杜Ⅱデイサービスセンター    | 八女市本1154-10                   | H 24・11・1 | 通介・予通介 |
| 中居69  | ハートフル              | 中間市通谷3丁目8-3                   | H 24・12・1 | 訪介・予訪介 |
| 中支22  | ケアプランセンター・ミキ       | 中間市通谷2丁目4-45                  | H 24・11・1 | 居支     |
| 中居70  | ヘルパーステーション優希苑      | 中間市池田1丁目8-11                  | H 24・12・1 | 訪介・予訪介 |
| 中居71  | デイサービス優希苑          | 中間市池田1丁目23-23                 | H 24・12・1 | 通介・予通介 |
| 中居72  | ショートステイ優希苑         | 中間市池田1丁目23-23                 | H 24・12・1 | 短生・予短生 |
| 筑紫居76 | アースサポート太宰府         | 筑紫野市二日市中央6丁目6-20              | H 24・11・1 | 訪入・予訪入 |
| 春居66  | はるのかぜデイサービスセンター    | 春日市白水ヶ丘2丁目134                 | H 24・11・1 | 通介・予通介 |
| 大野居69 | アスパルケアセンター大野城      | 大野城市仲畑2丁目8-14(コンフォールA-1F-1号室) | H 24・11・1 | 訪介・予訪介 |
| 像居74  | デイサービスコモン公園通り      | 宗像市池田3515-156                 | H 24・11・1 | 通介・予通介 |
| 宰居64  | デイサービスセンター桜ガーデン太宰府 | 太宰府市大佐野3丁目7-25                | H 24・11・9 | 通介     |
| 粕居129 | アルクデイサービスセンター      | 糟屋郡須恵町大字須恵132-11              | H 24・11・1 | 通介・予通介 |

|        |                   |  |           |        |
|--------|-------------------|--|-----------|--------|
| 福津支18  | 居宅サービスセンターおかげさま   | 福津市渡1892-63                              | H 24・11・1 | 居支     |
| 宗遠居32  | ヘルパーステーションこころ     | 遠賀郡遠賀町大字別府3521-1                         | H 24・12・1 | 訪介・予訪介 |
| 嘉鞍居9   | デイサービスかりん         | 鞍手郡小竹町大字御徳118-1                          | H 24・11・1 | 通介・予通介 |
| 田川居278 | デイサービスひたか         | 田川郡福智町赤池1017-187                         | H 24・8・1  | 通介・予通介 |
| 田川居279 | デイサービス奥の院         | 田川郡糸田町1007                               | H 24・11・1 | 通介・予通介 |
| 京居116  | デイサービス花みずき        | 築上郡築上町大字東築城113-1                         | H 24・10・1 | 通介・予通介 |
| 行介薬68  | そうごう薬局在宅調剤センター行橋店 | 行橋市西宮市1丁目8-13(Rest Feeling Building 101) | H 24・1・1  | 居管・予居管 |

## 福岡県告示第2106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号  | 名 称              | 旧所在地          | 新所在地          | 変更年月日      |
|-------|------------------|---------------|---------------|------------|
| 宮居5   | みやわか訪問看護ステーション   | 宮若市本城1636     | 宮若市本城723      | H 24・11・12 |
| 大居188 | 介護用品レンタルセンターくるくる | 大牟田市有明町1丁目3-1 | 大牟田市本町5丁目3-11 | H 24・4・23  |



|       |                |                    |                    |           |
|-------|----------------|--------------------|--------------------|-----------|
| 大居189 | あいあいデ<br>イサービス | 大牟田市有明町1丁目<br>3番地1 | 大牟田市本町5丁目3<br>- 11 | H 24・4・23 |
| 飯居70  | スキップ           | 飯塚市花瀬 156          | 飯塚市有井 352 - 8      | H 24・9・1  |

**福岡県告示第2107号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号        | 名 称              | 所 在 地                   | 廃止年月日      |
|-------------|------------------|-------------------------|------------|
| 筑紫介歯<br>67  | フレンド歯科           | 筑紫野市塔原東2丁目4-5           | H 24・11・15 |
| 田川介歯<br>120 | ひまわりデンタルク<br>リック | 田川郡川崎町大字田原 596 - 2      | H 24・10・31 |
| み介薬7        | 大江調剤薬局           | みやま市瀬高町大江長田 1687 -<br>9 | H 24・9・30  |
| 鞍居106       | デイサービスかすみ草       | 鞍手郡小竹町大字御徳 118 - 1      | H 24・10・31 |

**福岡県告示第2108号**

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川下伊良原字長畑87（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第2109号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和47年10月福岡県告示第1098号）により指定した山田・稲築農業振興地域及び碓井農業振興地域の区域並びに農業振興地域の指定（昭和45年3月福岡県告示第296号）により指定した嘉穂農業振興地域の区域を統合し、次のように嘉麻農業振興地域とするので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県飯塚農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 農業振興地域名

嘉麻地域

- 2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

嘉麻農業振興地域の区域を表示した図面  
(嘉麻市)



|   |           |   |
|---|-----------|---|
| 凡 | 行政区域      | ○ |
| 例 | 農業振興地域の区域 | ▨ |

**福岡県告示第2110号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町大字酒殿字上川原1番23、9番3、9番4、20番1、20番7及び20番8
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福津市奴山616  
社会福祉法人 玄洋会  
理事長 楠 峰光

**福岡県告示第2111号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日  
平成24年12月7日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名 称 筑紫野ベレッサ  
(2) 所在地 福岡県筑紫野市美しが丘南一丁目12番地の1
- 3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

| 変更前   | 変更後  |
|---|--|
| 京都三条開発株式会社<br>代表取締役 塚本 喜佐衛門<br>京都市下京区烏丸通仏光寺上ル二帖半敷町661 | ツカキ株式会社<br>代表取締役 塚本 喜佐衛門<br>京都市下京区烏丸通仏光寺上る二帖半敷町661番地 |

## 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

| 変更前   | 変更後  |
|---|--|
| 株式会社サンリブ<br>代表取締役 岩切 陽親<br>福岡県北九州市小倉北区金田一丁目3番33号ほか15者 | 三角商事株式会社<br>代表取締役社長 三角 勝信<br>福岡県京都郡苅田町大字二崎177-1ほか16者 |

**福岡県告示第2112号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日  
平成24年12月7日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名 称 筑紫野ベレッサ  
(2) 所在地 福岡県筑紫野市美しが丘南一丁目12番地の1
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

| 変更前   | 変更後  |
|-------|------|
| 午前10時 | 午前9時 |



(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

| 変更前               | 変更後               |
|-------------------|-------------------|
| 午前9時30分から午後10時30分 | 午前8時30分から午後10時30分 |

### 福岡県告示第2113号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年12月7日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) コメリパワー川崎店

(2) 所在地 福岡県田川郡川崎町田原宮迫1248-1ほか

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車出入口の数及び位置

| 変更前  |       |                 | 変更後  |       |                 |
|------|-------|-----------------|------|-------|-----------------|
| 駐車場  | 出入口の数 | 位置              | 駐車場  | 出入口の数 | 位置              |
| No.1 | 2     | 建物外東側           | No.1 | 2     | 建物外東側           |
| No.2 | 4     | 隔地駐車場<br>東側及び西側 | No.2 | 4     | 隔地駐車場<br>東側及び西側 |

### 福岡県告示第2114号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定

により、平成24年度において自衛官候補生の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

1 募集種目

自衛官候補生（男子）

2 募集期間

|                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| 平成25年3・4月入隊（男子） | 平成24年12月6日から<br>平成25年1月16日まで |
|-----------------|------------------------------|

3 受験資格

(1) 平成25年4月1日現在、18歳以上27歳未満の男子で日本国籍を有する者

(2) 詳細は、募集要項による。

4 試験期日

平成25年1月20日（日）から1月22日（火）のうち指定する日

5 受付場所

| 受付場所   | 名称                         |
|--|----------------------------|
| 福岡市博多区竹丘町1-12<br>(電話 092-584-1881~3)                             | 自衛隊福岡地方協力本部                |
| 北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接)<br>(電話 093-963-7728<br>又は093-963-3590) | 自衛隊福岡地方協力本部<br>北九州出張所      |
| 築上郡築上町西八田(築城基地内)<br>(電話 0930-56-1150) 交換呼出                       | 自衛隊福岡地方協力本部<br>築城地域事務所     |
| 遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1(芦屋基地内)<br>(電話 093-223-0981) 交換呼出                | 自衛隊福岡地方協力本部<br>芦屋地域事務所     |
| 飯塚市川津639-1<br>(電話 0948-22-4847)                                  | 自衛隊福岡地方協力本部<br>飯塚地域事務所     |
| 春日市大和町5-12(福岡駐屯地内)<br>(電話 092-591-7450)                          | 自衛隊福岡地方協力本部<br>春日分駐所       |
| 福岡市博多区博多駅南2-1-5<br>博多サンシティビル2F<br>(電話 092-414-5100)              | 自衛隊福岡地方協力本部<br>福岡地域事務所(博多) |

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| 福岡市東区和白丘2-2-63<br>(電話 092-607-4826)                  | 自衛隊福岡地方協力本部<br>福岡募集案内所(和白)  |
| 福岡市西区姪の浜5-4-20<br>パールマンション1F<br>(電話 092-891-7941)    | 自衛隊福岡地方協力本部<br>福岡西募集案内所(姪浜) |
| 久留米市山川道分1-8-19<br>エスポワール豊福2番館1F<br>(電話 0942-23-7055) | 自衛隊福岡地方協力本部<br>久留米地域事務所     |
| 大牟田市宝坂町1-2-9<br>(電話 0944-52-3810)                    | 自衛隊福岡地方協力本部<br>大牟田地域事務所     |
| 小郡市小郡2277(小郡駐屯地内)<br>(電話 0942-72-3161) 交換呼出          | 自衛隊福岡地方協力本部<br>小郡分駐所        |
| 八女市本村字杉町662-5<br>(電話 0943-24-5192)                   | 自衛隊福岡地方協力本部<br>八女地域事務所      |
| 柳川市三橋町下百町6-7<br>(電話 0944-72-7794)                    | 自衛隊福岡地方協力本部<br>柳川地域事務所      |

6 試験場の位置及び名称(予定)

筆記、口述及び身体検査の試験場

| 試験場 | 位置              | 名称          |
|-----|-----------------|-------------|
| 北九州 | 北九州市小倉南区北方5-1-1 | 陸上自衛隊小倉駐屯地  |
| 福岡  | 春日市大和町5-12      | 陸上自衛隊福岡駐屯地  |
| 筑後  | 久留米市国分町100      | 陸上自衛隊久留米駐屯地 |

福岡県告示第2115号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号)第11条第4項の規定により、平成24年10月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

| 製造事業場等の<br>名称及び所在地                               | 収去<br>場所 | 飼料の名称                                  | 製造<br>輸入<br>年月   | 試験結果の概要( )内は表示成分 |              |                |                |               |                |                |                    |                     | 違反の内容 |  |
|--|----------|--|------------------|------------------|--------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|--------------------|---------------------|-------|--|
|  |          |  |                  | 粗たん<br>白質<br>単位% | 粗脂肪<br>%     | カルシ<br>ウム<br>% | リン<br>%        | 粗繊維<br>%      | 粗灰分<br>%       | T D N<br>%     | ME<br>Kcal/<br>k g | その<br>他の<br>検査<br>% |       |  |
| 門司飼料株式会社<br>門司工場<br><br>北九州市門司区小森<br>江1丁目3番1号    | 同左       | 協同飼料 かがやき<br>(肉用牛肥育用<br>配合飼料)          | 平成<br>24年<br>10月 | (12.0)<br>12.9   | (2.0)<br>3.7 | (0.35)<br>0.37 | (0.30)<br>0.60 | (10.0)<br>4.5 | (10.0)<br>4.3  | (73.0)<br>73.1 |                    |                     |       |  |
|  |          | 協同飼料<br>子豚用I・愛<br>(子豚育成用<br>配合飼料)      | 平成<br>24年<br>10月 | (16.0)<br>17.0   | (4.0)<br>5.4 | (0.50)<br>0.65 | (0.35)<br>0.46 | (5.0)<br>3.1  | (8.0)<br>4.3   | (79.0)<br>79.1 |                    |                     |       |  |
|  |          | 協同飼料 パワフル<br>レイヤー18<br>(成鶏飼育用<br>配合飼料) | 平成<br>24年<br>10月 | (18.0)<br>19.4   | (3.5)<br>6.2 | (2.80)<br>4.29 | (0.45)<br>0.49 | (5.0)<br>2.8  | (14.5)<br>11.4 |                | (2,850)<br>2,851   |                     |       |  |
| 伊藤忠飼料株式<br>会社 門司工場<br><br>北九州市門司区田野<br>浦海岸15番86号 | 同左       | イトーチュー<br>レイヤー17M<br>(成鶏飼育用<br>配合飼料)   | 平成<br>24年<br>10月 | (17.0)<br>18.4   | (3.0)<br>5.7 | (2.80)<br>4.43 | (0.45)<br>0.56 | (5.0)<br>2.8  | (15.0)<br>13.4 |                | (2,800)<br>2,803   |                     |       |  |

| 製造事業場等の名称及び所在地                 | 収去場所 | 飼料の名称   | 製造輸入年月           | 試験結果の概要（ ）内は表示成分 |              |                |                |              |                |                |                    |             | 違反の内容 |
|--------------------------------|------|---|------------------|------------------|--------------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|--------------------|-------------|-------|
|                                |      |   |                  | 粗たん白質<br>単位%     | 粗脂肪<br>%     | カルシウム<br>%     | リン<br>%        | 粗繊維<br>%     | 粗灰分<br>%       | T D N<br>%     | ME<br>Kcal/<br>k g | その他の検査<br>% |       |
| 石橋工業株式会社<br>福岡工場               | 同左   | 飼料用外国産大麦<br>皮つき圧ぺん麦                           | 平成<br>24年<br>10月 | 9.5              | 表<br>2.1     | 示              | な              | し<br>3.4     | 1.8            |                |                    | 水分<br>11.4  |       |
| 福岡市中央区那の津<br>5丁目9番3号           |      | 飼料用外国産大麦<br>皮むき圧ぺん麦                           | 平成<br>24年<br>10月 | 10.1             | 表<br>2.1     | 示              | な              | し<br>2.9     | 1.8            |                |                    | 水分<br>11.9  |       |
| ジェイエイ北九州く<br>みあい飼料株式会社<br>福岡工場 | 同左   | くみあい配合飼料<br>パワーレイヤー<br>17Y<br>(成鶏飼育用<br>配合飼料) | 平成<br>24年<br>10月 | (17.0)<br>17.7   | (3.0)<br>4.2 | (2.80)<br>3.93 | (0.35)<br>0.51 | (5.0)<br>2.7 | (14.5)<br>12.3 |                | (2.800)<br>2.800   |             |       |
| 福岡市中央区那の津<br>5丁目2番14号          |      | くみあい配合飼料<br>SEW子豚ペレット<br>(子豚育成用<br>配合飼料)      | 平成<br>24年<br>10月 | (14.5)<br>15.4   | (2.5)<br>4.3 | (0.50)<br>0.75 | (0.40)<br>0.49 | (5.5)<br>2.7 | (8.0)<br>4.1   | (76.5)<br>76.9 |                    |             |       |

**福岡県告示第2116号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年3月福岡県告示第535号北九州市計画道路事業3・4・75号香月駅線及び3・4・154号香月線〔北九州市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
北九州市計画道路事業3・4・75号香月駅線及び3・4・154号香月線を北九州市計画道路事業3・5・154号香月線及び3・3・30号香月直方線に変更する。
- 2 事業施行期間  
平成23年3月25日から平成29年3月31日まで
- 3 事業地  
(1) 収用の部分

平成23年福岡県告示第535号の事業地のうち福岡県北九州市八幡西区香月中央三丁目並びに香月西三丁目及び四丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成23年福岡県告示第535号の事業地のうち福岡県北九州市八幡西区香月西三丁目及び四丁目地内において事業地を変更する。

**福岡県告示第2117号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名          | 変更前後別 | 区 間                                   | 幅 員<br>(メートル)    | 延 長<br>(メートル) |
|----------|-------|--------------|-------|---------------------------------------|------------------|---------------|
| 南筑後      | 県道    | 大牟田<br>高 田 線 | 前     | 大牟田市大字宮崎1809番1先から<br>大牟田市大字宮崎741番1先まで | 6.7<br>～<br>38.2 | 210.0         |
|          |       |              | 後     | 大牟田市大字宮崎1809番1先から<br>大牟田市大字宮崎741番1先まで | 6.7<br>～<br>38.2 | 210.0         |

**福岡県告示第2118号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年12月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小 川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名          | 供用開始の区間                               |
|----------|--------------|---------------------------------------|
| 南筑後      | 大牟田<br>高 田 線 | 大牟田市大字宮崎1796番1先から<br>大牟田市大字宮崎741番1先まで |

**福岡県告示第2119号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小 川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名                 | 変更前後別 | 区 間                                       | 幅 員<br>(メートル)     | 延 長<br>(メートル) |
|----------|-------|---------------------|-------|---|-------------------|---------------|
| 久留米      | 県道    | 田主丸<br>停車場 線<br>石 垣 | 前     | 久留米市田主丸町石垣1021番3先から<br>久留米市田主丸町石垣689番1先まで | 11.0<br>～<br>15.5 | 175.0         |
|          |       |                     | 前     | 久留米市田主丸町石垣1021番3先から<br>久留米市田主丸町石垣689番1先まで | 8.6<br>～<br>14.5  | 170.0         |
|          |       |                     | 後     | 久留米市田主丸町石垣1021番3先から<br>久留米市田主丸町石垣689番1先まで | 11.0<br>～<br>15.5 | 175.0         |

**福岡県告示第2120号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年12月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小 川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名                 | 供用開始の区間                                   |
|----------|---------------------|---|
| 久留米      | 田主丸<br>停車場 線<br>石 垣 | 久留米市田主丸町石垣1021番3先から<br>久留米市田主丸町石垣689番1先まで |

**福岡県告示第2121号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名  | 変更前後別 | 区間                                 | 幅員<br>(メートル)      | 延長<br>(メートル) |
|----------|-------|------|-------|------------------------------------|-------------------|--------------|
| 田川       | 県道    | 添田池線 | 前     | 田川市弓削田3327番1先から<br>田川市弓削田3614番1先まで | 9.5<br>～<br>12.5  | 157.0        |
|          |       |      | 後     | 田川市弓削田3327番1先から<br>田川市弓削田3614番1先まで | 12.5<br>～<br>41.0 | 157.0        |

**福岡県告示第2122号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項に規定のに基づき、次の道路の供用を平成24年12月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名  | 供用開始の区間                            |
|----------|------|------------------------------------|
| 田川       | 添田池線 | 田川市弓削田3327番1先から<br>田川市弓削田3614番1先まで |

**福岡県告示第2123号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名          | 変更前後別 | 区間  | 幅員<br>(メートル)      | 延長<br>(メートル) | 備考                        |
|----------|-------|--------------|-------|---|-------------------|--------------|---------------------------|
| 那珂       | 県道    | 入部中原線<br>停車場 | 前     | 筑紫郡那珂川町<br>大字五ヶ山141番1先から<br>筑紫郡那珂川町<br>大字五ヶ山228番3先まで  | 3.6<br>～<br>37.5  | 1,252.5      |                           |
|          |       |              | 前     | 筑紫郡那珂川町<br>大字五ヶ山1561番3先から<br>筑紫郡那珂川町<br>大字五ヶ山228番3先まで | 3.6<br>～<br>130.0 | 4,682.8      | うち一般国道385号重用延長1,941.0メートル |
|          |       |              | 後     | 筑紫郡那珂川町<br>大字五ヶ山21番2先から<br>筑紫郡那珂川町<br>大字五ヶ山228番3先まで   | 3.6<br>～<br>55.0  | 2,239.8      | うち一般国道385号重用延長987.3メートル   |
|          |       |              | 後     | 筑紫郡那珂川町<br>大字五ヶ山1561番3先から<br>筑紫郡那珂川町<br>大字五ヶ山228番3先まで | 3.6<br>～<br>130.0 | 4,682.8      | うち一般国道385号重用延長1,941.0メートル |

**福岡県告示第2124号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年3月福岡県告示第588号筑後都市計画下水道事業筑後市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

1 施工者の名称



筑後市

2 都市計画事業の種類及び名称  
筑後都市計画下水道事業筑後市公共下水道

3 事業施行期間  
平成10年10月23日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分  
平成23年福岡県告示第588号の事業地に次の区域を加える。  
筑後市 大字山ノ井 字馬洗淵、字古道、字道手、  
字屋舗の各字の一部  
大字羽犬塚 字射場ノ本、字中道、字山ノ前、  
字源ヶ野、字北久保、字屋舗ノ一、  
字外町屋舗、  
字屋舗ノ二の全部並びに字南久保、  
字寺ノ脇、字塚原、字西原ノ一、  
字西原ノ二、字西原ノ三、  
字北窓畑の各字の一部  
大字徳久 字北原の全部並びに字堀口、  
字アサミノの各字の一部  
大字熊野 字玄ヶ野、字大地田の各字の一部  
大字前津 字丑ノマヤの全部並びに字堀口、  
字吹上、字立野、字車路の各字の一部

(2) 使用の部分  
なし

---

**福岡県告示第2125号**  
農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市杷木白木字松本196、字ヌリヤ264の1、字山ノ田364の1、364の2、364の4、364の6、字堂ヶ迫594の1、594の3、594の5、字山口648、649の2

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**福岡県告示第2126号**  
農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所  
田川郡香春町大字採銅所字山ノ神744の1、747の2、748の1、748の3

2 指定の目的  
水源の涵養かん

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ神744の1・747の2・748の1・748の3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第2127号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所  
筑紫野市大字平等寺1381の18・1381の20（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第2128号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

糸島市二丈福井字寺床1264・1276（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第2129号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬字大谷1574の1（次の図に示す部分に限る。）、字中の原1743（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大谷1574の1・字中の原1743（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
- ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第2130号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
糸島市飯原字次久1254の1、1256の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告****公告**

平成25年福岡県歯科技工士国家試験を次のように実施する。

平成24年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 受験資格  
次のいずれかに該当する者が受験できる。
- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成25年3月に卒業見込みの者
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成25年3月に卒業見込みの者
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 2 試験
- (1) 方法  
試験は、学説試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

## ア 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎<sup>く</sup>口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、  
矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

## イ 実地試験

歯科技工実技

## (2) 日時及び場所

| 日               | 時                   | 種 目  | 場 所                             |
|-----------------|---------------------|------|---------------------------------|
| 平成25年2月20日（水曜日） | 午前10時～<br>午後4時20分   | 学説試験 | 福岡市博多区吉塚本町13番50号<br>福岡県吉塚合同庁舎   |
| 平成25年2月21日（木曜日） | 午前9時30分～<br>午後4時20分 | 実地試験 | 福岡市博多区千代四丁目32番1号<br>博多メディカル専門学校 |
| 平成25年2月22日（金曜日） |                     |      | 飯塚市横田770番地の1<br>九州歯科技工専門学校      |

実地試験は、いずれか一方の場所で受験すること。

## 3 受験手続及び受付期間

## (1) 受験の申込方法

ア 受験願書に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横4センチメートルのものを願書の所定位置に貼ること。）並びに受験申込手数料3万6千円を添えて、福岡県保健医療介護部医療指導課（郵便番号812—8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「医療指導課」という。）へ提出すること。

(ア) 1の(1)又は(2)に該当する者であるときは、卒業証明書又は卒業見込証明書

(イ) 1の(3)に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

(ウ) 1の(4)に該当する者であるときは、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類並びに1の(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると厚生労働大臣が認めたことを証する書類

イ 受験願書の用紙は、医療指導課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請

求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（B5判が入るもの）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料3万6千円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便にすること。

## (2) 受付期間

ア 受験申込の受付期間は、平成25年1月23日（水曜日）から2月6日（水曜日）までとする。

イ 郵便によって受験を申し込む場合は、平成25年2月6日までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 4 合格者の発表及び合格証書の交付等

(1) 合格者の発表は、平成25年3月15日（金曜日）午前10時に医療指導課前の廊下に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

(3) 1の(1)又は(2)に該当する者で、卒業見込証明書を提出して受験したものが、平成25年3月11日（月曜日）までに卒業証明書を提出しないときは、合格させない。

## 5 その他

受験手続その他の問合せは、医療指導課（電話092—643—3274）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

**選挙管理委員会****福岡県選挙管理委員会告示第137号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成24年12月3日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成24年12月21日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

82,569

**福岡県選挙管理委員会告示第138号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成24年12月3日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成24年12月21日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

754,735

**福岡県選挙管理委員会告示第139号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成24年12月3日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成24年12月21日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

| 選挙区名     | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 |
|----------|--------------------|
| 北九州市門司区  | 29,514             |
| 北九州市小倉北区 | 50,008             |
| 北九州市小倉南区 | 58,035             |
| 北九州市若松区  | 23,423             |
| 北九州市八幡東区 | 20,159             |

|          |        |
|----------|--------|
| 北九州市八幡西区 | 70,081 |
| 北九州市戸畑区  | 16,676 |
| 福岡市東区    | 76,364 |
| 福岡市博多区   | 57,157 |
| 福岡市中央区   | 48,537 |
| 福岡市南区    | 67,056 |
| 福岡市城南区   | 32,932 |
| 福岡市早良区   | 56,427 |
| 福岡市西区    | 51,302 |
| 大牟田市     | 34,591 |
| 久留米市     | 81,504 |
| 直方市      | 16,066 |
| 飯塚市・嘉穂郡  | 39,886 |
| 田川市      | 13,820 |
| 柳川市      | 19,463 |
| 八女市      | 11,260 |
| 筑後市      | 13,005 |
| 大川市・三潞郡  | 14,194 |
| 行橋市      | 19,646 |
| 中間市      | 12,525 |
| 小郡市・三井郡  | 19,773 |
| 筑紫野市     | 27,053 |
| 春日市      | 28,719 |
| 大野城市     | 25,550 |
| 宗像市      | 26,026 |
| 太宰府市     | 18,925 |
| 古賀市      | 15,698 |
| 福津市      | 15,561 |
| うきは市     | 8,734  |



|         |        |
|---------|--------|
| 宮若市・鞍手郡 | 15,567 |
| 嘉麻市     | 11,910 |
| 朝倉市・朝倉郡 | 24,339 |
| みやま市    | 11,411 |
| 前原市・糸島郡 | 26,924 |
| 筑紫郡     | 12,836 |
| 糟屋郡     | 57,393 |
| 遠賀郡     | 26,560 |
| 八女郡     | 13,016 |
| 田川郡     | 23,686 |
| 京都郡     | 15,576 |
| 築上郡・豊前市 | 17,263 |

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第348号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のように公示する。

平成24年12月21日

福岡県公安委員会

#### 1 審査の種類

技能検定員審査

#### 2 審査に係る免許の種類

道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

#### 3 審査の実施年月日時、場所等

| 日 | 時 | 項目 | 場所 | 審査種別 |
|---|---|----|----|------|
|---|---|----|----|------|

|                                 |    |  |                                |
|---------------------------------|----|--|--------------------------------|
| 平成25年1月23日（水曜日）<br>午前9時から午後3時まで | 知識 | 福岡市中央区天神4丁目4番27号<br>天神第2ビル<br>福岡県指定自動車学校協会 |                                |
| 平成25年1月24日（木曜日）<br>午前9時から午後5時まで |    |  |                                |
| 平成25年1月28日（月曜日）<br>午前9時から午後5時まで | 技能 | 福岡市城南区田島6丁目12番26号<br>福岡県自動車学校              | 普通<br>大自二<br>普自二<br>普通二種       |
| 平成25年1月29日（火曜日）<br>午前9時から午後5時まで |    | 北九州市小倉北区西港町15番地の5<br>西港自動車学校               | 大型・中型<br>大特・牽引<br>大型二種<br>中型二種 |

#### 4 審査の申請手続等及び受付期間

##### (1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く）に係る運転免許証を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部交通部運転免許試験課（以下「運転免許試験課」という。）へ提出すること。

| 審査に係る免許の種類     | 手数料の額   |
|----------------|---------|
| 大型、中型          | 23,500円 |
| 普通             | 19,650円 |
| 大自二、普自二、大特、牽引  | 14,500円 |
| 大型二種、中型二種、普通二種 | 21,850円 |

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は

行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、告示の日から平成25年1月11日（金曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、告示の日から平成25年1月11日（金曜日）までの消印のあるものとする。

5 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は自動車運転免許証（仮運転免許証を除く）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては技能検定員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

## 収用委員会

### 福岡県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成24年12月21日

## 福岡県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道3号改築工事（博多バイパス・福岡県福岡市東区下原四丁目地内から同区香椎駅東三丁目地内、同区香椎駅東三丁目地内から同区香椎一丁目地内及び同区松崎四丁目地内から同区若宮五丁目地内まで）並びにこれに伴う市道付替及び池堤体付替工事

| 土地の所在         | 地番    | 地目 | 地積〔（ ）は公簿地積〕   |
|---------------|-------|----|--|
| 福岡県福岡市東区香椎二丁目 | 730番  | 山林 | 825.15（760）平方メートルのうち、<br>収用しようとする土地の面積825.15<br>平方メートル |
| 福岡県福岡市東区香椎二丁目 | 736番1 | 山林 | 259.16（228）平方メートルのうち、<br>収用しようとする土地の面積167.23<br>平方メートル |

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

香座洋行（持分2分の1）

福岡市東区香椎駅前二丁目13番14号

香座利行（持分2分の1）

福岡市東区香椎四丁目13番11号

5 裁決手続の開始を決定した年月日

平成24年12月7日